

平成 2 3 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(市 民 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 4 年 2 月 6 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 9 月 3 0 日 (広権啓第 4 4 号)
- 4 監査のテーマ
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

収入未済・債権 住宅新築資金等貸付金 (不納欠損処分について) (所管課: 市民局人権啓発部人権啓発課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
住宅新築資金等貸付金においては, 借受人が生活困窮や高齢の場合でも支払能力を考慮しつつ, 分納して納付するよう指導し少額ながら回収している事例がある。さらに, 借受人が破産宣告を受け免責決定された場合や生活困窮等により借受人から回収が見込まれない場合は, 連帯保証人 (連帯保証人が死亡した場合は, その相続人) から回収するなど, 可能な限り債権の回収に努めている。 ただし, こうした取組は行われているものの, 実質的には回収が困難となっている債権があることが懸念されるが, 同貸付金では過去において不納欠損処分を行った債権はない。公平性の観点からは, 安易な不納欠損処分は行えないが, 全庁的な観点から回収コストとの比較や事務処理の効率化などの論点を整理し, 広島市として不納欠損処分に関する取扱方針等を整備した後, この取扱方針等に基づき, 同貸付金における不納欠損処分の検討が望まれる。	監査の意見を踏まえ, 住宅新築資金等貸付金の償還金に係る債権の回収事務において, 公平性の確保に配慮しつつ, 適正に事務処理を行うため, 平成 2 7 年 3 月に, 当該償還金に係る債権の不納欠損処分についての実施基準を策定し, この基準により不納欠損処分を実施することとした。

平成 2 3 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表 (こ ど も 未 来 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 4 年 2 月 6 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 9 月 3 0 日 (広こ家第 2 6 6 号)
- 4 監査のテーマ
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

収入未済・債権

母子・寡婦福祉資金貸付金 (不納欠損処分について)
(所管課: こども未来局こども・家庭支援課)

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
過去において不納欠損処分を行った債権はなく, 広島市が本制度の運用を開始した昭和 5 6 年に発生した債権が平成 2 2 年度においても収入未済額として計上されている。この中には, 関係者が既に死亡しているケースなど回収が不可能な場合も含まれる懸念がある。 公平性の観点からは, 安易な不納欠損処分は行えないが, 回収コストとの比較や事務処理の効率化の観点から不納欠損処分を行うことの検討は必要である。 広島市における不納欠損処分の論点を整理後, 母子・寡婦福祉資金貸付金における不納欠損処分のあり方について検討が望まれる。	監査の意見を踏まえ, 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金に係る債権の回収事務において, 公平性の確保に配慮しつつ, 適正に事務処理を行うため, 平成 2 6 年 1 0 月に, 当該償還金に係る債権の不納欠損処分についての実施基準を策定し, この基準により不納欠損処分を実施することとした。

平成 1 3 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(道 路 交 通 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 1 4 年 2 月 1 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
中間 信一
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 9 月 3 0 日 (広道自第 1 1 2 号)
- 4 監査のテーマ
出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況
- 5 監査の意見及び対応の内容

財団法人広島市都市整備公社 (駐車料金の未収金に対する収納業務区分の明確化) (所管課：道路交通局自転車都市づくり推進課)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
市営の路上駐車場においては、営業時間が 9 時から 2 2 時までとなっており、営業時間内から 2 2 時以降までの継続した駐車場利用者がいた場合には、駐車料金の未収金が発生する場合がある。 市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務は、財団法人広島市都市整備公社 (以下「公社」という。)において、居所の分かる債務者に対して 3 回の駐車料金納付通知書を送付している。しかしながら、平成 1 2 年度については、なお 1 1 9 万 8 千円 (未収金発生総額の 7 %) の回収不能未収金があり、毎年、同額程度の回収不能未収金が発生しているものと推測される。 現在、市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務の担当窓口が、広島市なのか公社なのか、委託契約書及び委託契約約款の中では明示されていない。 今後は、受託業務の区分について「駐車場使用料等収納事務の処理基準」等を作成し、公社の業務範囲を明確にするとともに、未収金の全額回収へ向けた方策を検討する必要がある。	市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務については、平成 1 4 年度から公社との委託契約に係る仕様書にその具体的な内容を明記し、それ以降、公社において、未収金の全額回収に取り組んできた。 また、これと並行して、そもそもの未収金の発生を防止するための取組として、有人管理の路上駐車場への無人料金徴収システムの導入を順次進めた (平成 2 3 年 1 月に全路上駐車場の無人化完了)。 そして、平成 2 2 年度からは、市営駐車場の指定管理者制度に利用料金制を導入し、平成 2 2 年 4 月以降の駐車料金については指定管理者の収入とすることにより、本市の収入に係る未収金が発生しない仕組みとした。